

様式 4

<p style="text-align: center;">令和 4 年度第 3 回 富士見市市民参加及び協働推進委員会 議事録</p>						
日 時	令和 4 年 8 月 9 日 (火)		開会	午後 7 時 0 0 分		
			閉会	午後 8 時 3 0 分		
場 所	富士見市役所分館 3 階 分館会議室					
出席者	委 員	横山委員長	朝賀副委員長	小池委員	高野委員	佐藤委員
		○	○	×	○	○
		鈴木委員	児玉委員	馬場委員	小森委員	東海林委員
		○	○	○	○	○
事務局	協働推進課 佐々木課長、長根副課長、赤田主査、大木主事補					
公 開 ・ 非 公 開	公開 (傍聴者なし)					
議 題	<p>1 開会</p> <p>2 委員長あいさつ</p> <p>3 議題 (1) 富士見市協働事業提案制度について (2) 富士見市自治基本条例の見直しについて (3) その他</p> <p>4 閉会</p>					

議 事 内 容

長根副課長	1 開 会 開会あいさつ
委員長	2 委員長あいさつ あいさつ
	3 議 題 富士見市市民参加及び協働推進委員会条例第6条第1項の定めにより、横山委員長が議長となり、議事を進行した。
事務局	(1) 富士見市協働事業提案制度について 令和4年度の行政提案型協働事業のテーマ・事業は、庁内各課からの提案がなく、市民への募集はしないことを報告。 また、市民提案型協働事業の募集へ1件提案の相談あり。提案があった場合、書類審査を経て、11月1日(火)午後7時からプレゼンテーションによる選考を行う。
委 員	<質疑・意見> 今年、「みずほ台の日」を開催すると聞いたが、何か情報は入ってきているのか。
事務局	実行委員会で開催の方向で進めていると聞いている。ただし、昨年度に採択協働事業の中止承認をしており、補助金交付はできない。
委 員	補助金交付はできないとしても、事業に対して支援を行うのか。
事務局	実行委員会からの申出があれば、できる範囲で支援を行いたい。
	(2) 富士見市自治基本条例の見直しについて
	資料1 富士見市自治基本条例の見直し検討作業表(目次～第8章)
	資料2 他市との比較(第5章～第7章)
議 長	前回の会議で各委員から挙げられた意見は資料1にまとめられているが、追加で意見等があれば発言してほしい。
	<委員からの意見・質問> なし
事務局	第5章～第8章(第12条～第29条)までの見直しにあたり、資

	<p>料に基づき、条文、解説及び主な取組み状況について説明し、検討作業を進めた。</p>
委員	<p><委員からの意見・質問></p> <p>●第12条（市民参加手続）</p> <ul style="list-style-type: none"> 本市では、重要な施策として該当するものを市民参加手続規則で規定しているが、条例に規定した方がよいのではないか。 また、熊谷市の条例第13条のように、第1項で市民参加及び協働によるまちづくりの推進及び体制整備について、第2項で重要な施策の立案等への市民参画について規定する構成としてもよいのではないか。
事務局	<p>⇒重要な施策に何が該当するかについては、社会情勢の変化等もあるため、規則で規定することで柔軟に対応できるようにしている。</p> <p>また、本市では、第15条「市民参加及び協働の推進」の条項において、熊谷市と同じように規定をしている。</p>
委員	<ul style="list-style-type: none"> 第2項に規定された市民参加の手続についても、条例で掲げられていた方がよいのではないか。
事務局	<p>⇒本条例の策定当時、市民参加の手続としてどのようなものが考えられるのかといった議論があった。多様な手法により、多くの市民に参加していただくこととするため、規則で規定し柔軟に対応できるようにしている。また、公表方法についても規則で規定している。</p>
委員	<p>●第13条（市民意見提出手続）</p> <ul style="list-style-type: none"> 「市民意見提出手続」という文言を、「パブリックコメント」に変更した方がよいのではないか。
事務局	<p>⇒策定当時は、パブリックコメント制度は法制化されておらず、閣議決定された「意見提出手続」から「市民意見提出手続」という文言とした。</p>
委員	<ul style="list-style-type: none"> 本市ではこの制度を早くから導入されていたという経過も分かり、また一定の認知もされていることから変更しなくてもよいと考える。
委員	<p>●第14条（審議会等への参加）</p> <ul style="list-style-type: none"> 審議会等の委員の全部又は一部を公募に努めるよう規定しているが、全部とした理由は何か。
事務局	<p>⇒審議会等には附属機関の他、懇談会等も想定しており、広く市民の意見を聴くために全部という表現とした。</p>

委員	・公募委員のみでは、運営が困難な場合もあるのではないかと。
事務局	⇒実際には、女性委員の比率等を含め、幅広い市民の選任に努めているため、全部を公募とはしていないが、この条項の趣旨としては広く市民の意見を取り入れたいということにある。
委員	・審議会等の他に、ワークショップも行われており、参加者募集制であるため、全部公募と同様の取組みがある。
委員	・熊谷市の条例では男女の均衡についても規定しているが、本市では規定しないのか。
事務局	⇒本市の条例では、市民参加の推進のため、公募委員選任について明記するにとどめ、審議会等の運営の詳細は別に定めている。
委員	●第15条（市民参加及び協働の推進） ・第2項は、本市の市民参加・協働の推進のための体制整備に向けての決意が示されている。
委員	●第19条（情報の公開） ・市広報はホームページでの閲覧や公共施設での受取も可能であるが、全戸に配布する必要があるのか。
事務局	⇒地域コミュニティの醸成に役立ててほしいとの考えもあり、町会を通じて配布していただいている。
委員	⇒年代によっては、紙での配布も必要であるが、不要な方もいるため、時代にあった方法を検討した方がよい。
委員	●第22条（個人情報の保護） ・個人情報保護法では、保護と活用について規定している。本条例でも、保護だけでなく活用についても規定した方がよいのではないかと。
事務局	⇒市民の能力等をまちづくりに活かしていくのに必要な保護に重点をおいている。
委員	・「努めなければならない」という努力義務規定ではなく、「適正に扱わなければならない」という義務付け規定の方が適切ではないかと。
事務局	⇒富士見市個人情報保護条例との兼ね合いもあるので、慎重な議論が必要である。また、この表現は強めの努力義務規定としている。

<p>委員</p>	<p>●第24条（市民投票制度の活用）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「努めなければならない」という努力義務規定ではなく、「することができる」という可能規定でもよいのではないか。
<p>事務局</p>	<p>⇒市民投票を実施するための要件や手続等、様々な状況が考えられるため、努力義務としているが、「常設」しているという市民投票制度活用に対する市の姿勢を表している。</p>
<p>委員</p>	<p>●第27条（条例の位置付け）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新座市のように、本規定を①本市の自治の最高規範であり、条例を尊重しなければならないこと、②他の条例、規則等の制定及び改廃を行う場合には、整合性を図らなければならないことの2項に分けた方がよいのではないか。
<p>事務局</p>	<p>⇒一般的に、2つのことを規定する場合、分かりやすくするために項を分けるが、1つのことを規定する場合は1項となる。 また、条例は法令の範囲内で制定することができるため、最高規範とまでは規定をしていない。</p>
<p>（3）その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第4回推進委員会 日時：令和4年9月21日（水）午後7時～ 場所：富士見市役所分館3階 分館会議室 	
<p>4 閉 会</p>	